

第3次浦安市地域福祉計画策定業務委託

公募型プロポーザル募集要項

令和元年5月

浦安市 福祉部 社会福祉課

1 趣旨

本募集要項は、第3次浦安市地域福祉計画策定業務委託の優先契約候補者を選定するために実施する公募型プロポーザルの概要、選定する手順および方法について必要な事項を示すものである。

2 業務の概要

(1) 件名

第3次浦安市地域福祉計画策定業務委託

(2) 業務内容

「第3次浦安市地域福祉計画策定業務委託仕様書」のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和2年3月31日まで

(4) 導入経費上限額

地域福祉計画分

3,720,000円(税抜き)

4,092,000円(税込) 以内とする。

3 担当課等(申し込み・受付)

〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号

浦安市福祉部社会福祉課地域福祉推進係 金子・宇田川・高橋

TEL: 047-351-1111(代表) 内線 15104

FAX: 047-355-1294

Email: shakaifukusika@city.urayasu.lg.jp

4 募集及び選定スケジュール

募集要項の公表	令和元年	5月31日(金)
質問の締切	令和元年	6月7日(金) 午後5時
質問への回答	令和元年	6月11日(火)
参加申込及び提案書の提出期限	令和元年	6月18日(火) 午後5時
第一次審査結果の通知	令和元年	6月25日(火)
第二次審査(ヒアリング)の実施	令和元年	7月2日(火) (予定) ※
第二次審査結果の公表	令和元年	7月中旬 ※

※第二次選考以降のスケジュール詳細及び審査基準については申請者に別途通知を行う。

5 応募手続

(1) 募集の実施

本募集要項に基づき、令和元年5月31日(金)から令和元年6月18日(火)まで募集する。

浦安市ホームページに募集要項を掲載・公表して募集を行う。

(2) 質問の受付と回答

- ・応募に際して質問事項がある者は、様式1 質問書に必要事項を記入し、担当課へEメールで提出する。提出の際には、タイトルを「【第3次浦安市地域福祉計画策定業務委託 質問事項】」とすること。なお、質問の提出後、担当課へ電話にて到着確認を行うものとする。
- ・質問の受付期間は、令和元年5月31日（金）から令和元年6月7日（金）午後5時までとする。
- ・質問に対する回答は、令和元年6月11日（火）から浦安市ホームページにて公表する。

(3) 参加申込及び提案書類の受付

応募者は、次のとおり応募書類を提出するものとする。

- ①受付期間 令和元年5月31日（金）から令和元年6月18日（火）
（土日を除く）
- ②受付時間 9時～17時（正午～13時を除く）
- ③提出先 浦安市福祉部 社会福祉課
- ④提出方法 浦安市ホームページから様式を入手し、必要書類を整え、直接持参すること。なお、書類の確認後、受付となる。また、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。
- ⑤提出書類 参加申請書（様式2）1部、提案書（様式任意）
- ⑥提出部数 10部（正1部、副9部）

6 提案書

提出書類については、全てA4サイズ（A3サイズの場合は、折込みとする。）とし、表紙・背表紙をつけ左綴じとし（ファイル可）、書類名がわかるよう右端上部から順にインデックスを添付し、10部（正本1部、副本9部）提出すること。

- (1) 会社概要書
- (2) 類似業務実績書（地域福祉計画または地域福祉活動計画策定）
- (3) 本業務への実施体制がわかる書類
- (4) 担当者経歴書
- (5) 業務実施に際しての基本的な取組み方針等
- (6) 企画書
- (7) 見積書

次の内容を含んだものとする。

- ①業務の推進体制・管理体制の方針
- ②提案する地域福祉計画・地域福祉活動計画の特徴

③本市の課題、期待する効果に対する提案

④個人情報保護に対する配慮（文書、資料の整理・保管方法、作業場所の確保等）

7 ヒアリングの実施

①実施日時等

令和元年7月2日（火）を予定する。なお、時間及び場所については改めて第1次審査に合格した応募者に通知する。

②出席者

責任者及び主担当者（業務の中心的役割を担う担当者）を含めて4名以内とする。

③ヒアリングの内容

提案書の内容に関する説明30分以内（プロジェクターの使用も可）及び質疑応答20分程度の50分程度を予定する。なお、説明は先に提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。説明は、主担当者が主として行うこと。

8 応募者の参加資格要件

応募者しようとする者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。

イ 平成30年・31年度（令和元年度）浦安市入札参加資格者名簿に登録されていること。または、応募後速やかに申請を行い登録できること。

ウ 応募書類の提出日から契約の締結日までに、浦安市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要項の規定による指名停止措置等要綱の規定による指名停止措置を受けていないこと。

エ 応募締切日前、2年以内に手形交換所による取引停止処分を受け、又は6か月以内に不渡手形若しくは不渡小切手を出していないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。

カ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立て中又は破産手続期中でないこと。

キ 役員等が浦安市暴力団排除条例（平成24年浦安市条例第2号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び第7条に規定する暴力団密接関係者でないこと。

ク 福祉関係の調査として、過去5年間に国、都道府県、特別区、市（政令市含む）のいずれかの業務受託実績を1件以上有すること。

7 提案の審査

(1) 選定委員会

優先契約候補者の選定は、選定委員会において行う。選定委員会の構成は次のとおり。

委員長	福祉部長
委員	福祉部次長
委員	福祉部社会福祉課長
委員	福祉部障がい福祉課長
委員	福祉部高齢者福祉課長
委員	福祉部高齢者包括支援課長
委員	教育総務部教育政策課長
委員	こども部こども課長

事務局 福祉部社会福祉課地域福祉推進係

(2) 第1次審査

提出された応募書類を審査し、第2次審査に進む応募者（5者）を選定する。選定委員会は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認した上で、別表1「第1次審査の評価基準」に基づき応募書類を評価し、評価の高い5者程度を選定する。

なお、参加資格要件を満たす応募者が5者未満の場合は、応募者が応募要件を満たしていることの確認をもって審査を終了する。

また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。

(3) 第2次審査

選定委員会は、提出された提案書及びヒアリング内容等について、別表2「第2次審査の評価基準」に基づき評価を行い、最高点を獲得した応募者を業務の受託予定者として選定する。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、見積書の価格が安価な応募者を受託予定者として選定する。

(4) 選定結果の通知公表

- ① 第1次審査の結果については、応募者にEメールで通知する。
- ② 第2次審査の結果については、第2次審査対象者にEメールで通知するとともに、業務の受託予定者を浦安市公式ホームページで公表する。
- ③ 審査及び選定結果に係る、電話等による問い合わせには応じないものとする。
- ④ 応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

(5) 契約協議及び契約

- ① 市は、第2次審査の結果を踏まえ、受託予定者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは速やかに契約を行う。
- ② 前項において、協議が整わない場合、市は審査の得点上位の者から順に同様の協議を行うものとする。

8 その他

- (1)本計画は、第4次地域福祉活動計画（本市社会福祉協議会が今年度に策定予定）と内容の整合性を図ること。
- (2)提案書の作成及び提出に関する諸費用、その他一切の費用は提案書提出者の負担とする。
- (3)提出された提案書は、提案書の特定の用以外に提案者に無断で使用することはない。
- (4)提案不可・辞退の場合、または提案後に受注に至らなかった場合、当市から提示した資料等を速やかに確実な方法で処分すること。
- (5)受託予定者以外の提案書については、選定結果通知後に返却する。
- (6)契約については、決定された者と改めて委託内容について協議の上、随意契約を締結する。なお、その者との契約が成立しない場合は、次点者と交渉を行うものとする。
- (7)本プロポーザルにおいて、複数の提案をしたもの、虚偽の記載をしたもの、談合等の不正行為があったときには、参加資格と提案を無効とする。
- (8)応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (9)書類の提出後、委託事業者選定の前までに、やむを得ない事由等で辞退する場合は、辞退理由を明記の上、法人名・代表者名の署名、法人・代表者印の押印のある辞退届（任意様式）を提出すること。委託業者として決定した後に辞退することは、本市の事業全体に大きな支障をきたすことになるため、その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募すること。

別表 1

第 1 次審査の評価基準

評価項目	判断基準	配点
応募者の実績	応募者の業務実績を評価する。 特に、地方自治体の地域福祉計画策定実績を中心に評価する。	10
業務体制	受託した場合の業務体制を評価する。	5
主担当者の実績等	主担当者の実績を中心に評価する。 特に、調査の実績を評価する。	5
取り組みの姿勢	業務実施に際しての基本的な取り組みに関する姿勢、方針、熱意等を評価する。	10
合計		30

第 2 次審査の評価基準

評価項目	判断基準	配点
具体的な類似業務の実績	地域福祉計画に関する実績があるか。	20
業務の推進体制・管理体制の方針	円滑に事業が実施できるような体制、スケジュール進行、業務進行の推進体制、役割分担、支援体制等へ十分考慮されているか。	20
計画項目	社会福祉法等の関係法令を踏まえ、地域福祉計画に必要な策定項目が網羅されているか（これらに加え、本市では成年後見制度における社会福祉協議会の重点的な取組を踏まえ、計画に盛り込みたい）。	15
提案する計画内容の工夫・特徴（業務の目的、委託内容の適合性、充実度）、活動計画との整合性	仕様書に定める業務の目的、委託内容を十分に踏まえた提案になっているか。 ・計画策定にあたり、前計画の見直しを踏まえ、課題の把握や課題の解決に向けた考え方、新たに盛り込む内容など、計画内容において優れた提案がなされているか（工夫や特徴が見られるか）。 ・地域福祉計画及び地域福祉活動計画の内容について整合性が図れているか。	35
個人情報保護に対する配慮	文書、資料の管理・保管方法、作業場所の確保等の個人情報を取り扱う業務に対する配慮がなされているか。	10
合計		100